

令和2年度答申第30号
令和2年9月2日

諮問番号 令和2年度諮問第28号（令和2年7月31日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）1条2号所定の被爆者に該当すると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人が被爆したことを確認することができないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 被爆者援護法1条は、「被爆者」とは、同条各号のいずれかに該当する者であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいうと規定し、同条2号には、「原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在った者」が掲げられて

いる。

- (2) 上記(1)の「政令で定める期間」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号。以下「被爆者援護法施行令」という。）1条2項が「広島市に投下された原子爆弾については昭和20年8月20日まで」とすると規定している。また、上記(1)の「政令で定める区域」については、被爆者援護法施行令1条3項が「原子爆弾が投下された当時の別表第2に掲げる区域」とすると規定しており、別表第2（第1条関係）の1号には、B地が含まれている。
- (3) 被爆者援護法2条1項は、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事に申請しなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、申請者が被爆者援護法1条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとして規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年5月8日、処分庁に対し、昭和20年8月12日から同月13日まで、母P（以下「母P」という。）及び兄Q（以下「兄Q」という。）と一緒に、母の伯父・伯母であるR・S夫妻（以下「R夫妻」という。）の消息を探すためにB地に入市して被爆したとして、被爆者援護法2条1項の規定に基づき、被爆者健康手帳の交付申請（本件申請）をした。

（被爆者健康手帳交付申請書）

- (2) 処分庁は、平成29年10月5日付けで、審査請求人に対し、関係資料等を調査しても、審査請求人が入市した事実を確認することができなかつたとの理由を付して、本件却下処分をした。

（「被爆者健康手帳交付申請の却下について（通知）」と題する書面）

- (3) 審査請求人は、平成30年1月5日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和2年7月31日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、昭和20年8月の盆前に、母Pに背負われて入市したことは、兄Qの証言のとおり間違いがないから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。
- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

審査請求人は、原子爆弾の投下当時、生後約11か月で、当時の記憶がないため、その入市の状況については、審査請求人に代わって、兄Qが証言しているが、その内容は、具体的であり、C原爆戦災誌等の記述とある程度一致している。そして、審査請求人の訪問相手であるR夫妻が、当時、B地に住んでいたことは、「昭和20年8月6日原子爆弾による被害状況調（昭和21年8月10日調）」の記載から確認することができるが、R夫妻の被爆者健康手帳交付申請時の資料には、審査請求人の入市を裏付ける記載は認められない。

また、審査請求人が入市した際にD地で会ったというT氏について、処分庁が調査をしたところ、T'という人物が、当時、同町に居住しており、被爆者健康手帳の交付を受けていることが判明したが、同人の被爆者健康手帳交付申請時の資料にも、審査請求人の入市を裏付ける記載は認められない。

以上のとおり、審査請求人の入市を裏付ける資料等の存在は認められず、審査請求人が被爆者援護法1条2号の要件に該当することを確認することができないから、処分庁の判断に誤りは認められない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：平成30年1月5日

（審査庁）：同月11日

審理員の指名：令和元年8月30日

（審査庁による受付から約1年7か月半）

反論書の提出期限：同年11月11日

審理員意見書の提出：令和2年5月22日

(反論書の提出期限から約6か月)

本件諮問 : 同年7月31日

(審査庁による受付から約2年6か月半)

- (2) そうすると、本件では、審査庁による本件審査請求の受付から審理員の指名までに約1年7か月半もの長期間を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約6か月を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年6か月半もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求の受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第13号及び第27号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 審査請求人は、昭和20年8月12日から同月13日まで、母P及び兄Qと一緒に、R夫妻の消息を探するためにB地に入市して被爆したと主張している（上記第1の2の(1)）が、当時、生後約11か月で、自らの記憶はなく、上記の入市については、母P及び兄Qから聞いたことであると申述し（「被爆申述書」）、その証拠として兄Q作成の審査請求人に係る被爆証明書（以下「本件被爆証明書」という。）を提出している。

- (2) 兄Qは、本件被爆証明書において、(ア)昭和20年8月のお盆前（12日から13日頃）に、R夫妻の消息を探するため、母Pが審査請求人を背負い、自分を歩かせて、親子3人でB地まで歩いて行き、(イ)途中で、知人のTさんに会ったと証言している。

しかし、R夫妻の被爆者健康手帳交付申請に係る関係資料には、審査請求人の入市を確認することができる記載はないし、一件記録によれば、R夫妻は既に死亡しているため、審査請求人の入市についてR夫妻から情報を得ることもできない。また、知人のTさんについては、処分庁において調査をしたが、該当する人物を特定することができなかった（平成29年7月14日付けのA県の事務連絡）。

そして、一件記録によれば、母Pは、既に死亡しており、被爆者健康手帳の交付を受けておらず、兄Qは、審査請求人が本件申請をしたのを受けて、自らも審査請求人と同じ入市の事実を主張して被爆者健康手帳の交付申請をしたが、入市した事実を確認することができる資料が見当たらず、被爆した事実を確認することができなかったとして、却下処分を受けている。

このほか、一件記録を精査しても、審査請求人が入市したことをうかがわせる資料は見当たらない。

- (3) したがって、審査請求人が入市した事実は認めることができず、審査請求人は被爆者援護法1条2号所定の被爆者に該当しないから、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美